

平成 27 年度第 3 回千葉県環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 議事録

日時：平成 28 年 3 月 25 日（金）

場所：京葉銀行文化プラザ 6 階「櫻Ⅰ」

【司会】 それでは、関係者お揃いですので、ただいまから平成 27 年度第 3 回千葉県環境審議会 廃棄物・リサイクル部会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます、千葉県環境生活部循環型社会推進課の縣と申します。

よろしくお願いいたします。

はじめに、配付資料の確認をさせていただきます。お手元次第の下の囲みの中が配付資料一覧になっております。まず、委員名簿と座席表がございます。

資料 1 第 2 回廃棄物・リサイクル部会における委員意見に関する事務局の考え方

資料 2 千葉県廃棄物処理計画（案）に対する市町村意見照会とパブリックコメントの結果

資料 3 千葉県廃棄物処理計画（案）の主な修正状況

資料 4 第 9 次千葉県廃棄物処理計画（案）

参考資料 1 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（案）

参考資料 2 廃棄物処理計画に関する廃棄物処理等における根拠規定

参考資料 3 千葉県廃棄物処理計画の策定について（諮問文・付議文 写）

参考資料 4 市町村意見照会の結果（その他の意見）

また、1 枚紙で、「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」協力事業者の募集について、という資料を別途お配りしております。お手元の資料、不足等ございませんでしょうか。

（発言なし）

次に、この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規程第 10 条第 1 項及び第 11 条第 2 項の規定により原則公開となっております。本日の議題を見ますと、公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

「異議なし」

ありがとうございます。公開とさせていただきます。なお、今回は傍聴人はございません。それでは、開会に当たりまして、千葉県環境生活部 遠山部長から御挨拶申し上げます。

【遠山部長】 みなさん、こんにちは。千葉県環境生活部長の遠山でございます。本日は、年度末のお忙しい中、千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の議題は、前回に引き続き、第 9 次千葉県廃棄物処理計

画の案について御審議いただくことになっております。前回の会議でも、委員の先生方から多数の御意見をいただきました。その後、私どもの方でパブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントを通して寄せられた、県民のみなさまの意見、それから市町村からいただいた意見、それらを踏まえまして、計画案を事務局として作成させていただきました。本日は、その計画案に御審議いただきたいと考えております。引き続き、忌憚のない御意見をいただきたいと思っておりますので、御審議よろしくお願ひいたします。

【司会】本日は、委員総数8名に対し、7名の委員の御出席をいただいております。半数以上の委員が出席されておりますので、千葉県行政組織条例第33条の規定により、本日の会議が成立しておりますことを御報告いたします。

【司会】それでは、これより御審議をお願いいたしますが、委員の皆様におかれましては、発言にあたりまして、マイクを御利用いただくようお願いいたします。議事の進行につきましては、千葉県行政組織条例第33条の規定により、瀧部会長をお願いいたします。

【瀧部会長】皆さん、おはようございます。年度末のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。この先、東京オリンピックなどを控えて、廃棄物・リサイクルが活発に動いていくことになるだろうと思っている次第でございます。このような中で、廃棄物処理計画案が、まさしく一番重要な部分になっていくかと思っております。十分御審議いただき、千葉県に合った、実行できる案として進めていっていただきたいと思っておりますので、ぜひとも、本日もよろしくお願ひします。

それでは、これより千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会の議事に入りたいと思っております。議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。議事録署名人を宮脇委員と渡邊委員にお願いしたいと思っておりますが。

(異議なし)

よろしくお願ひいたします。それでは、議事に入ります。本日の議題は「第9次千葉県廃棄物処理計画(案)について」です。それでは、事務局から説明をよろしくお願ひします。

【櫻井課長】おはようございます。循環型社会推進課長の櫻井でございます。資料1から御説明いたします。

前回の第2回部会におきまして、委員の皆様から頂戴した御意見に関する事務局の考え方を整理いたしました。

まず、瀧部会長から、「事業系一般廃棄物については、排出事業者の処理の実態や処理業者の受託の実態がそもそも不明であり、データの整備を含め十分に対策がなされていないと思われるので、今後県で調査を行い、その上で削減方策を立案し、次回の計画には反映させていただきたい。」との御意見をいただいております。

御指摘のとおり、事業系ごみにつきましては家庭ごみに紛れていたり、資源化可能なごみが含まれていたり、ということが、かねてから言われております。その実態は、県も市町村も十分に把握できていない部分がございます。今後、市町村の協力のもと、排出事業

者の処理の実態や、処理業者における廃棄物処理の受託の実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

続いて、ふじしろ委員から、容器包装リサイクル法に関して、「法律上、自治体の費用は、生産者が負担することになっているはずなので、その財源はどこに行っているのか調べておいていただきたい。」との御意見をいただきました。

御指摘のとおり、生産者が負担している費用は、日本容器包装リサイクル協会を通してリサイクル事業者を支払われています。その一部は、「合理化拠出金」として市町村にも支払われていますが、市町村が実施する収集運搬等に必要経費を賄うには必ずしも十分ではなく、大部分は市町村が負担しているのが実態となっております。

また、同じく、ふじしろ委員から、「国が 8,000 ベクレル以下は安全に処理できるとして処理を進めることについては問題だと思う。」という御意見をいただいております。

これにつきましては、放射性物質濃度が 8,000 ベクレル以下の一般廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法により、一定の処理基準に則って管理型最終処分場で安全に処理できることとされています。一方で、処分場周辺の住民の皆様や事業者の皆様にご不安があることも承知しております。処理計画の中でも記載しておりますが、住民の皆様や廃棄物処理業者の皆様の御理解を得ながら、適正処理を促進してまいりたいと考えております。

続きまして、杉田委員から、「再生土が何なのか、明確にした方がよいと思う。」との御意見をいただいております。

事務局といたしましては、この御意見を踏まえ、建設汚泥の中間処理後物であることを明記させていただきました。

裏面、2 ページを御覧ください。

井上委員から、「優良リサイクル製品の認定制度について、仕組みづくりについては早急に始めてもらいたい。」との御意見をいただきました。

事務局といたしましては、認定制度の仕組みづくりについては早期に着手し、計画期間内で制度を導入するよう修正をいたしました。

次に、河井委員から、「産業廃棄物最終処分場の公的関与の可能性の検討について、PDCAを回す中で、検討をより具現化していただきたい。」との御意見をいただいております。

この御意見を踏まえ、平成 25 年度、26 年度に実施した他都道府県における公的関与処分場の設置・運営状況に関する調査結果を踏まえて、公的関与の可能性について検討してまいりたいと考えております。

次に、香村委員から、「計画の進行管理にあたっては、3 段階評価など、住民が見て、一目でわかるような公表の仕方を考えていただきたい。」との御意見をいただいております。

事務局といたしましては、いただいた御意見を参考に、県民にわかりやすい評価方法と公表の仕方を検討させていただきたいと思っております。

資料 1 の説明は以上でございます。

続きまして、資料2、廃棄物処理計画案に対する市町村意見照会とパブリックコメントの結果について御説明させていただきます。

まず、廃棄物処理法第5条の5第3項の規定により、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない、とされていることから、県内54市町村と、15の一部事務組合に意見照会を行ったところでございます。

その結果、18の自治体から53の意見がありました。その中で、主なものとして3つ、資料2に記載のとおり整理してございます。

まず、1点目でございますが、計画本文の40ページ、「4.2計画目標」について、千葉市からの意見でございます。

「国は「第3次循環型社会形成推進基本計画」等において、低炭素社会への配慮を示しており、本市千葉市では、温室効果ガス排出量についても計画の数値目標としている。県計画の目標値区分にも温室効果ガス排出量を入れることを検討する必要があるのではないか。」との御意見をいただきました。

これにつきましては、現在、県で策定中の、地球温暖化対策に関する計画の中で、廃棄物排出量の減量を見込んだ上で温室効果ガス排出量の数値目標を設定するという形で進めております。したがって、本件については、温暖化対策に関する計画の中で対応することとさせていただきます。廃棄物処理計画での目標については原案のままとさせていただきます。

次に裏面、2ページを御覧ください。

計画本文の56ページ、展開する施策Ⅱ-4の「産業廃棄物再生品（再生土）の適正利用の推進」に関して、2件の御意見をいただきました。

ひとつ目は、「再生土等の産業廃棄物再生品は、埋立資材として使用される例が増えているが、残土条例の適用を受けず土壌汚染や災害に対する規制がなく埋立てが行われ、周辺環境への影響が懸念されている。についてはすべての再生土等に対する有効な規制をお願いしたい。」という御意見でございます。これは、大多喜町からの御意見です。

ふたつ目は、「再生土による埋立てと、千葉県残土条例の今後のあり方について言及できないか。」との御意見をいただきました。これは、大網白里市からの御意見でございます。

この2件の御意見を受けまして、後ほど改めて御説明をいたしますけれども、新たな指導や規制の仕組みの導入について記載することといたしました。また、県では、埋立現場への立入調査や、再生土の分析検査、再生土を製造している中間処理施設への立入検査を行うなど、再生土の安全性を確認しているところでございまして、今後も、引き続き調査を継続しながら、有効な指導を行っていく考えでございます。

なお、大網白里市からの前段の文、再生土は廃棄物処理法上の直罰対象となる廃棄物に該当するのか、という御質問でございますが、再生土の廃棄物該当性につきましては、適正に処理され、適正に利用されている再生土は廃棄物処理法上の廃棄物に該当しませんが、廃棄物が混入するなど不適正な事案に関しては廃棄物に該当することがありますので、今後も、引き続き有効な指導を行ってまいりたいと考えております。

このほか、市町村から頂いた意見の大半は、お手元の参考資料4に付けさせていただきましたが、わかりやすい表現、あるいは補足説明を加えた方がいい、といったような御意見でございましたので、これらにつきましては、出来る限り表現をわかりやすく修正させていただきましたが、内容に変更はございませんから説明は割愛させていただきたいと思っております。

続きまして、パブリックコメントの結果について、御説明いたします。3ページを御覧ください。パブリックコメントでは、2名の方から3件の御意見が寄せられました。

1点目が、「廃棄物の野外焼却」に関する御意見です。

「一般廃棄物、産業廃棄物両方について、野外焼却の現状と課題をもっと把握して頂きたい。野外焼却されている農作物残さ、庭木剪定枝、落ち葉などについて、バイオマス資源として活用されたい。野外焼却に対する住民意識の改革をもっと推し進めて頂きたい。一般廃棄物の野外焼却の監視と指導について、県も市町村および当事者に指導できる体制を整備して頂きたい。」という御意見をいただきました。

野外焼却につきましては、平成13年に原則として禁止されて以来、事案は減少してはいますが、依然として住民間のトラブルがあることは承知しています。廃棄物処理計画には、野外焼却に関して明確な記述はございませんが、展開する施策Ⅱ-7に記載した、不適正処理の一類型として、市町村と連携した広報啓発や監視・指導に、引き続き努めてまいりたいと考えております。また、農作物残さ等については、「千葉県バイオマス活用推進計画」に基づき、活用を推進することとしておりますので、計画の本文は原案のままとさせていただきますと考えております。

次に、「3Rを推進する県民運動の展開」に関する御意見です。4ページを御覧ください。

「ごみ処理に関心のある市民を公募し、行政と市民がひとつのテーブルで話し合う協議会を設立して、ごみ処理に市民の意見が確実に反映される仕組みを作っていただきたい。また、内容については必ず随時公開とすること。目標値も市民を交えた協議会で検討する。資源化についても同様。産業廃棄物の的確な処理方法を、市民を交えた協議会で検討する。また内容については必ず随時公開すること。」との御意見をいただきました。

県の考え方でございますが、ごみを含む一般廃棄物については、市町村が責任をもって処理することとなっております。ごみの具体的な処理方法や目標値に関し、市民の皆さんの意見をどう反映するかについては、市町村が判断することになります。県の廃棄物処理計画の策定に当たっては、千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会、まさにこの会議で、

住民の代表として委員に御就任をいただきまして御審議いただいております。また、パブリックコメントを実施いたしまして、広く御意見を伺っているところでございます。

また、産業廃棄物の処理は、廃棄物処理法及びその関係法令に基づく処理方法と処理基準に基づき、排出事業者が責任をもって処理することとなっています。廃棄物処理計画では、法令に基づき、廃棄物が適正に処理されているかを監視し、必要な指導を行うことを定めています。

以上から、修正は行わず原案のままとさせていただきます。なお、この意見につきましては、市町村に関係する内容でございますので、各市町村に意見の内容をお伝えすることといたします。

最後に、「放射性物質を含む廃棄物の適正処理の推進」に関する御意見です。

「放射性物質に汚染された廃棄物は、拡散させないことが第一条件ではないか。放射性物質濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物であっても、他県からの持ち込みは禁止し、県内のものであっても厳重な管理が必要ではないか。」との御意見でございます。

放射性物質に汚染された廃棄物につきましては、放射性物質汚染対処特措法により、一定の処理基準に則って処理することとされています。廃棄物処理計画では、処理基準に則って適正に処理されるよう、必要な情報の提供や助言を行うことを定めています。したがって、こちら原案のままとさせていただきます。

資料2の説明は以上でございます。

続きまして、資料3を御覧ください。

委員の皆様からの意見、あるいは市町村からの意見、パブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえまして、事務局でさらに内容の検討を進めまして、前回の会議でお示しした計画の素案から2点を修正させていただきたいと考えております。

まず、「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」運動の展開についてでございます。

県では、ごみを減らし、資源を大切にするライフスタイル、「ちばエコスタイル」を推進するため、飲食店などの飲料を提供する事業者の協力をいただいて、水筒や飲料ボトルなどの利用を促進する取組を今月から開始しております。現在5つの業者から9店舗の御応募がございます。これからもセールスを続けてまいりたいと思っております。

御協力いただける飲食店等の店舗には、ちーばくんがマイボトルを持ったステッカーを掲示するとともに、飲食店等の情報をホームページ等で広く周知することにより、マイボトル・マイカップの利用促進を図ることとしております。そこで、計画本文46ページになりますが、展開する施策I-1「3Rを推進する県民運動の展開」といたしまして、『「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」運動の展開』を新たに追加させていただきました。

なお、参考として、お手元に、エコスタイル協力事業者の募集について報道発表資料を配付させていただいております。御覧いただければと思います。

続きまして、資料3の2ページを御覧ください。

「産業廃棄物再生品（再生土）の適正利用の推進」でございます。

先ほどの、大多喜町と大網白里市の意見にもございましたが、再生土の埋立に関しまして、素案の中では、より有効な取組について具体的に検討する、と記述させていただいておりました。その後、周辺環境に影響を及ぼさないための有効な取組について検討してきた結果、今後は、新たな指導や規制の仕組みの導入について、具体的に検討することとしたために、資料に記載のとおり修正させていただいております。

以上2点につきまして、記載内容を追加・修正をさせていただきました。

また、大変恐縮ではございますが、この場で修正をお願いしたい部分がございます。資料4計画本文の8ページを御覧ください。8ページの右下、図2-1-5の脚注でございますが、「出典：平成25年度清掃事業の現況と実績」との記載がございます。これは図の円グラフに使用しました出典が、「平成25年度清掃事業の現況と実績」という県の統計データであるということを示したものでございますが、県で保有するデータを県が引用したものでございますから、本来出典を明示する必要がないことから、この脚注の一行を削除させていただきたいと考えております。同様に、15ページの(6)の真ん中、四角囲みの脚注、清掃事業の現況と実績により集計とあります。それからもう一つ、19ページの上の部分でございます。表2-1-7の脚注につきましても出典の記載がございますが、こちらも同じ理由で削除させていただきたいと思っております。それから、最後になりますが、計画本文の67ページの後ろに、これまでの処理計画と同様に資料編を添付させていただいております。

資料編の構成でございますが、ページを新たに振り直しております。

1ページから22ページまでは、本年1月に改定されました、廃棄物処理法に基づく国の基本方針を原文のまま掲載いたしました。

続きまして、23ページから35ページまでは、廃棄物に関する参考のデータを載せてございます。

また、36ページから43ページまでにつきましては、一般廃棄物と産業廃棄物それぞれの目標数値を設定するにあたって参考とした、将来推計のデータを掲載しています。

それから、44ページ以降は、本文で用いられている専門用語の解説を掲載しております。

事務局の説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

【瀧部会長】 ありがとうございます。ボリュームがたくさんありますが、何か御意見・御質問がございましたらよろしくお願いたします。

【ふじしろ委員】 どうもありがとうございます。前回は質問して、今回も。計画案の中の59ページから60ページにかけて、「事故由来放射性物質を含む廃棄物の適正な処理の推進」について、59ページの一番最後に、「理解を得ながら、その適正な処理を促進します。」ということで、適正な処理を促進するということと、次ページの2行目、3行目、「国民的な理解を得るための対策を講ずるよう国に対して要望します。」という

ことですが、これは、表現が非常に難しいとは思いますが、8,000 ベクレル以下のものについては、法律的には一般廃棄物として処理していいですよというような国の方針があるんですが、前回も言いました、ここにも書いてあるように住民の不安等もあるのでなかなかそういう問題がありますよ、と問題点を提起されているので、適正処理というのは、国が言っているように、8,000 ベクレルは原則的に一般廃棄物として心配しないでどんどん処理するように対策をとるという意味ではない、と理解してよろしいでしょうか。

【櫻井課長】 はい。委員の御指摘のとおり、8,000 ベクレル以下の濃度の廃棄物につきましては、特措法に、一部上乘せした処理基準はございますけれども、その処理基準に則って処理することができるということが、法的に定められております。また、8,000 ベクレルという濃度の基準につきましても、科学的に立証されたものとして設定されております。ただ現実には、なかなか県民の皆様の不安があるということも事実でございます。ただし、科学的かつ法的に根拠のある処理方法に基づく適切な処分が否定されるような対応というのはかえって処理の安全性に疑問を呈する、かえって風評の原因にもなると我々は考えております。また、これらの処分が滞ることによって、廃棄物の処理自体が滞ると同時に、事業活動や生産活動への影響が懸念されますが、不安があることは事実ですので、御理解をいただくように私共も努力はいたしますけれども、御理解をいただきながら、法令の基準に則って処理を進めてまいりたいという考えでございます。

【ふじしろ委員】 そうしますと、パブコメにも出てましたが、そこまではっきり言うのはなかなか大変なのでしょうけれども、そうしますと、国が規定している8,000 ベクレルなるものは、御理解を願って、一般廃棄物として粛々と、もっと積極的に言うと、何の心配もなく、どんどん処理しちゃってくれと、そのためにいろんな不安があるようだから、私は、この点は、そういった言い方は問題があるんじゃないか、と思います。前から言っておりますけれども。これが私たちの県の廃棄物処理計画にすることについては、ちょっとペンディングさせていただきます。

【瀧委員】 宮脇先生、いかがでしょうか。

【宮脇委員】 県の方がおっしゃられたとおりで、技術的な面から申し上げますと、国が示しているところで、きちんと問題なく処理されるんじゃないかと考えております。ただ、不安があるところでそのまま推し進めていいのかということもあるので、そのあたりは書きぶりかもしれないのですが、県の立場としては処理を進めるというのは明確に示されていて、それはそのように書くしかないのではないかなと考えています。ただ、後ろの国に要望するところは、もう少し丁寧に書いていただいて、理解が得られる対策というところに、もう一行くらい入れていただいて、理解が進んでいなくて不安を感じられている方も多いので、というような内容を入れてもらえればいいんじゃないかと思います。

【瀧委員】事業として行われております杉田委員、いかがでしょうか。

【杉田委員】私共といたしましても、これは大きな問題でございまして、8,000 ベクレルという数字が基準としてありますが、市町村によっては、4,000 にしてくださいとか、2,000 にしてくださいとか、極端に言えば100 にしてくださいとか言われることがあります。これは何の根拠もないのですが、低い方が安全という先入観から言われていいます。基準が8,000 ベクレルで大丈夫ということを国、県が市民の方々にもっと説明していただいて、安全であることを理解していただく必要があります。また、放射性廃棄物を保管しておくことに対しても、不安を頂かれていますので、8,000 ベクレル以下の廃棄物であれば、問題ないことをもっとPRして、市民等に認知していただけるようにしていただきたい。私共の業界で、8,000 ベクレル以下の廃棄物を埋めた処分場もございまして、その処分場の廃止の仕方に関しても、現状規制で問題ないことを早急に明らかにしていただきたい。国から要望があつて、業界といたしましても、放射性廃棄物を埋立処分を優先して行ったという経緯がございまして、また、8,000 ベクレル以下の埋立は問題ない、という形になったのですが、廃止に関しての基準が明確になっていない現状がありますので、事業者が不安にならないような形でもっと明確にできるように、私たちも提案していきたいと思っておりますので、国や県としても早急に御検討いただきたい。ここに関しては丁寧に説明していくしかないと思います。ただ、放射性廃棄物をいつまでも置いとくわけにはいかないと思いますので、この書き方は仕方ないのかなと思っております。

【瀧委員】もう少し広く御意見をいただく意味で、井上委員いかがですか。

【井上委員】最近、チェルノブイリの問題がまたクローズアップされてきたんですけれども、千葉市に廃棄物を持っていくというのも含めて、大変な問題だと思いますので、県だけでなく国も含めて、慎重に、後々の時代に残すツケになってしまうと思いますので、イニシアチブをとって県も進めていっていただきたいと思っております。

【瀧委員】ありがとうございます。渡邊委員、いかがですか。

【渡邊委員】専門的なことはわからないんですけれども、私たち、消費者の立場としては、8,000 ベクレルの基準をしっかりと守って、最終処分場に処分していただきたい、という考えです。

【瀧委員】河井委員いかがですか。直接的には実際担当されている事業とは少し外れるかもしれませんが。

【河井委員】59 ページに記載されているとおりで、市町村並びに事業者に対して、処理基準に則った適正な処理について必要な情報提供や助言を行う、それから国民の理解を得られるように国に働きかける、これを愚直にやっていただいて、市民の皆様にも理解していただくということを地道にやっていくしかないように思います。

【瀧委員】ありがとうございます。ふじしろ委員なにかありますか。

【ふじしろ委員】このところは、なんでこんなことを言うかということ、もともとのク

リアランスラインは100ベクレルだったわけで、これが事故が起きて以降、8,000ベクレルを境にして、超えたものは指定廃棄物であり、それ以下は一般廃棄物で処理してしましましょう、ということなのですけれども、現実問題として、やはり事業者さんの中でも、いわゆる6,000、7,000の場合は、鎌ヶ谷の場合は秋田の方に送っていて、松戸の話もあったんですけど、結局そういうものは入れられないよ、という話で自分のところで保管する。ですから、8,000ベクレル以下の廃棄物をどう処理していくか、という考えは重要なんですけれども、これを一括8,000ベクレル以下なら、8,001ベクレルだったら指定廃棄物で、厳重に処理しなければいけないのに、8,000ベクレルだったら一般廃棄物として処理していいですよと、それは国の方が確かに、一年間に作業する人の被ばく量が1ミリシーベルト以下になるだろうということまでこれをやっているというのですけれども、もともと放射性物質を取り扱う場合には100ベクレルをリアランスラインにしていたわけですので、この問題に対しては、そういった不安があるので、その点は慎重に住民の声を考えて、国に対して要望をしていくことであらばいいのですが、国に対して国民に8,000ベクレルは安全だと思えるように対策を取ってくださいという言葉の展開だとするならば、これは県として出す言葉ではないなと私は思います。

【瀧委員】ありがとうございます。皆さんの御意見、あるいは不安な部分もお聞きしたわけですが、この点については、今ここで一致するような答えは出にくいかなと思います。それは放射性物質に対する疫学的な知見がまだまだ未熟な部分がありますので、学者の中でも、いろいろな意見がまだ出ているという状況でございます。千葉県のご廃棄物関係では、杉田委員は御存知かと思いますが、放射性物質を含んでいるものは、通常の受入れと若干異なるような、もう少しちゃんとした管理ができるような形にしないと、委員会の方でも言ってますので、そういう点で、若干なりとも、配慮して行政部門も動いているというのもあります。県民の方々の不安を少しでも払しょくするように努めていただくと同時に、国に対しても、もっと疫学的に、明確に、国民が持っている不安を払しょくできるようなものを出してもらおう努力をしていただく、そういう要望を、今後機会を見ながら、機会があるごとに、働きかけていくようにしていただきたいと思います、こういう風に文章を若干事務局の方で文章を練り直していただいて、必要であれば文章を各委員の方々の意見を入れながら修正をしていただきたいと思います。事務局いかがでしょうか。

【櫻井課長】8,000ベクレル以下の濃度の廃棄物については、現実問題として、住民の皆様方の不安、処理業者の皆様方の不安があるというのは事実でございますので、我々もどんどん処理しろ、ということではなく、処理基準が決まっておりますので、基準を守っていただいたうえで、また処理基準の中にモニタリングも含まれておりますので、既に事故から5年を経過して、空間放射線量ですとか、放流水の中の濃度とか、モニタリングの結果もある程度蓄積されておりますので、そういったものを活用しながら、

御理解をいただきながら進めるということが基本と考えてございます。今すぐ文章は思い浮かびませんが、修正をしたうえでお示しをさせていただきたいと思います。

【瀧委員】ありがとうございます。事務局の方から、そのような御発言をいただいたわけでございます。委員の方々よろしいでしょうか。本年度の委員会は今日で終わりになります。修正については、私の方に、御一任頂ければと思いますが、よろしいでしょうか。非常に皆様が心配されている部分ですので、丁寧に事務局とやりとりしたいと思います。他になにか、御質問・御意見ございますでしょうか。

【井上委員】手前味噌になるのですが、環境省の3R推進マイスターというのがありまして、千葉県に二人いるんですね。そのうちの一人が私なのですが、全国に90名います。19日に意見交換会がありまして、容器包装リサイクル法の見直しが議題にありました。容器包装については、一般家庭から出るごみの半分以上を占めるものですので、何とかしないといけないと同時に、お金のかかるリサイクルをしているわけです。47ページに県の施策で、3つほど市民向けの施策が挙げられています。これは市民向けだと思うのですが、その前段では、一般廃棄物は市町村に処理責任があるから、市町村が監督しなさい、と書かれている。その辺の進め方が下手なんです。市民は、市民の目線でないと、なかなか動いてくれないのです。結論から申し上げると、関心のある市民に協力してもらい、その市民が市民に伝える。例えば、マイボトル・マイカップ推進エコスタイルも、県が事業者に対して行っていますが、市民が市民に、県がこういうことやっているんだからあなたたちもやりなさいよ、と言った方が効果があると思います。県とか市町村が動いても一般市民はほとんど知らないのです。やることも知らないし、不特定多数を対象にしても、あまり効果がないんじゃないかと思います。ちょうど、2020年にオリンピックがありますので、それに向けて、温暖化対策推進員のような形で、意識のある方を募集して、そのネットワークを、国も協議会を作ってやりなさい、ただ、排出事業者、行政、市民、もろもろ全部入って、協議会作りなさいよ、という言い方をしているんです。そういう形をつくらないとなかなか効果が出てこない。市町村の問題なのかもしれませんが、県の方で、その道筋を作られれば動いていくのではないのでしょうか。要するに、風下の理論なんです。出たものをなんとかしよう、というのではなく、発生抑制、市民がキーワードですから、発生抑制を市民がやってくれば、費用も、処理量も変わっていくと思うんです。市民の知らない事業者とか行政の苦勞、そういうことがわかるワークショップが何回か続いて、提言できるような形を、なんか作れないかな、との要望なのです。そういう形ができれば、いろんな意味でのPRになると思います。余談ですが、12月に千葉市は、わたしのまちづくり100人のワークショップということで、意見交換会をしたんですね。4つテーマを作って、1テーブル5名ずつぐらいでやったんですが、2～3時間熱心な議論がなされました。要は、市民がどうしたらよいかということを考えられる場があれば、ごみを一番出すのは市民ですから、その市民が何とかしよう、何とか伝

えていこう、というシステムづくりが、川上の理論だと思います。そういう提案です。

【瀧委員】いかがでしょうか。

【小泉副課長】循環型社会推進課の小泉と申します。今、井上委員からお話いただいた件なんです、46 ページのマルの4つめのところで、ネットワークづくりを進めていきたい、といったところで、先生の意見も踏まえながら、何らかの形で検討していきたいと考えております。

【瀧委員】ほかにございますでしょうか。

【杉田委員】今回、まとめていただいて、問題点も整理されてきていると思います。その中で、私どもの業界といたしましては、適正な処理施設の整備は大切だと思っています。機械には耐用年数がありますし、よりよい施設に直していくためにも、県、また県の方々が県民の方々に理解していただけるような活動をもう少し入れていただきければ、と思っています。処理業者が言うと、良い悪いは別として、良いようにとられないこともありますので、県として、適正な処理施設の整備をさせていくための推進をどのようにするかという形で纏めていただきたい。計画に書いてある、適正処理の推進や、適正処理体制の整備といった形はよくわかるのですが、その前に適正な処理施設がなければそういうものの具体化は難しくなってくると思いますので、適正な処理施設の整備を促進させるための方策を明確化していただきたい。それと、5年前に千葉県でも災害が起きて、災害廃棄物が発生しましたが、適正な処理施設がないと、速やかな処理ができないという課題をもっと明確にさせていただいて、県民の方々に理解をいただきたい。また、災害は発生すると、災害廃棄物を全て県内で処理できるととは限らないので、施設整備の推進をアピールしていただきたい。また、処理計画の中で役割が書いてありますが、これも更に充実していった方がいいと思います。やはり我々処理業者は県民等に見えるような監理をしていかないといけないと思いますので、官学民の方々との意見交換をさせていただいたり、より施設を高度化したりして、今の施設よりも安全・安心な施設を目指すという情報を明確に出していただきたい。新しく施設を作るとなると、始めからやり直すような形になってしまいますので、既存施設をより安全にかつ高度なものに変更する場合は、施設整備がもっと早く進むような形に行政手続きを進めていただければ、より高度で安心かつCO₂の削減にも効果が出てくると思いますので、もう少し具体的に推進に向けた取組を明記していただきたい。施設整備を推進させるためには、行政手続きに時間がかかるのが問題であり、業者からは将来の不安がありますので、良い悪いのメリハリがはっきりわかるような形で施設整備を推進できるような形で進めていただきたい。

【瀧委員】ありがとうございます。事務局、今の御意見に対しては、よろしいでしょうか。杉田委員、書き下ろしている計画原稿に、具体的に、ここということはありませんでしょうか。非常に幅広い意見だと思うのですが。

【杉田委員】これだけまとめていただいておりますので、役割を追加していくような形

だとか、適正な処理施設の整備の必要性が少し抜けているような気がいたします。適正な処理施設がなければ適正な廃棄物管理ができませんし、災害廃棄物の処理運用もできませんので、現状維持ではなく、より高度な施設へ変更していくときの手続きの合理化や県民への理解ができるような形をとっていただきたい。

【瀧委員】 事務局いかがですか。

【小泉副課長】 今、杉田委員からお話しいただいた件でございますが、61 ページ、適正処理体制の整備という中で書かせていただいております。主な取組のマルの3つ目のところで、省エネルギー・創エネルギーを念頭に置いた施設整備の促進とあり、温暖化を踏まえて対応していくということでございます。施設整備の緩和については、具体的に計画の中で書き込むような状況ではございませんので、この場で行っていくことは申し上げられませんが、温暖化の観点が重要ということで位置付けていきたいと考えております。

【櫻井課長】 ごみに関して申します。県民の立場から言いますと、ごみを排出したら、自分の目から見えなくなるので、その後関心が薄れるということが確かにあるかと思えます。ごみは最終処分まで行ってプロセスが完結するというのが現実なのですが、一般的な市民の立場からすると、排出して終わり、とそこで理解が止まってしまうという現実があるかと思えます。そういった面から、市民の皆様の理解を進めていかないといけないと。今後、我々も心して当たってまいりたいと考えております。

【瀧委員】 いずれにしろ、この計画はPDCAサイクルで動いていくわけで、チェックの段階で必要な事柄を加えていく、終了したものは外していく、あるいは組み替えていくということを進める中で、杉田委員の御意見などをより具現化していく、という形に持っていくことでよろしいでしょうか。

【杉田委員】 ありがとうございます。私共処理業者は、不適正処理等を行うと、市民の方々に迷惑をかけますので、適正処理に努めている訳ですが、処理施設が安全というのを処理業者側だけがいうだけじゃなく、行政側がもっとアピールしていただきたいし、施設を適正に管理していることが分かるような形で、情報公開していただきたい。足りないところは、最終処分場と焼却施設には、法的に構造基準及び維持管理基準が定められていますが、他の施設はそれの基準が無いので、施設が適正か否かを判断する際に問題が出る可能性があります。法的な基準が定まっていない施設に対しては、千葉県が構造基準等を定めて、何らかの基準を明確にさせていただいて、地域住民により安全・安心を与えられるような施策を講じていただければ、私たち処理業者もより良い施設の整備をしやすくなっていきますので、今後は一緒に更なる健全化に向けた取組を進めていただきたい。

【櫻井課長】 本日示させていただいた計画 66 ページに県の役割を書かせていただいております。県の役割といたしまして、適正な廃棄物処理に関する県民への普及啓発、事業者に対しましては、産業廃棄物の排出抑制や循環的利用の促進、適正処理の確保に

関する指導監督や必要な情報提供を行います、と県の役割として書かせていただいております。廃棄物の処理施設そのものの必要性、それから高度な施設の必要性、そういったものも含めて、理解が得られるよう、努力をしてまいりたいと思います。

【瀧委員】よろしでしょうか。ほかに何かございますでしょうか。

【宮脇委員】61 ページについてなのですが、参考資料4でも、広域化に関する意見があって、広域化が進まないならやめた方がいいんじゃないか、ということが書かれています。言い方は悪いですが、そのように読み取れるような意見が出されています。県としては広域化はうまく進めていくという回答にはなっているんですが、61 ページの主な取組の一つ目、広域化とか、集約化の話は非常に大事な話だと思っています。これについて、「地域の実情に応じた広域的な処理が必要と判断した場合には」と、消極的な表現になっているのですが、このあたりは、自治体がやりたければやってもいいですよ、という表現になっている気がして、先ほどの杉田委員の話にもあったのですが、災害廃棄物の場合、主に産業廃棄物処理の分野に近いような仕事が多いのですが、ある程度の部分は、大量に家庭ごみが、特に、水害関係では排出されるケースもあるので、そういう意味で言うと、広域化するということで施設整備も新しい施設に変えていくとか、そういう必要性は結構あるんじゃないかなと。地域が非常に求めた場合は、助言しますよという書きぶりになっていますが、もう少し、普通の書きぶりに直せないかという意見です。

【瀧委員】いかがですか。もう少し積極的なものが見えるような書きぶりがよろしいのではないかという意見です。

【櫻井課長】広域化につきましては、基本的には望ましいと思っておりますが、地域の皆様の理解が得られないと進まないというのが現実ですので、皆様の理解が得られるということを前提で進めていかないと、なかなか現実には進まないということでございます。理解が得られることを前提に、というような、表現上適切かどうかわかりませんが、何よりも理解をいただきながら、ということを表示させていただいたところで

【宮脇委員】意味はよくわかっていまして、広域化をやろうとすると反対が起きて、なかなか進めませんという実態は確かにあると思うのですが、この場合ですと、どこどこにやりなさいという指導とか計画ではなく、広域化というのはこういうメリットがあります、ということを示すということです。広域化計画を立てられますと、ブロックごとにどんどんしなさいという形になってしまうと思うのですが。広域化は結局いいことが多いのです。ですので、そういったところをきちっと整理して明示していくと。もちろんデメリットもあります。そのあたりを、メリットデメリットをわかりやすく各市町村に示すということも、県の役割じゃないか、その中で、メリットデメリットを比べて、我々の住んでいる地域ではデメリットが起きているのであればやらないという選択肢もあり得ますし、逆に色々考えて、メリットが大きいと考えれ

ば地域でやってみましょうという形になると思います。今の段階ですと、広域化という、よそのごみをウチに持ってくるのか、と、先にそういう話が出るのですが、そうではなくて、地域全体としてメリットがあるところはきちっと出していただくことが必要だと思っております。積極的にやりなさいではなく、やろうかなと言ってくると、何かお手伝いしますよ、という書き方なんですけれども、そうではなくて、それはそれでいいんですけれどもその前段に、何かしら情報を提供します、といったことを書いていただいて、そういうことをやっていただくと、すぐにはできないにしても、必然的にメリットがあると感じた人たちは進めていくんじゃないかと思えます。これですと、広域化は自分で勉強してください、と。その中で、情報を探すのは大変だし、調べると反対の、うまくいかなかった事例がたくさん出てくるので、やはりよくないんじゃないかという方向に流れてしまうので、公平な立場で情報提供をしてほしいと思います。そういうのを県として積極的にやってほしいと感じているので、ちょこっと書いていただいたらいいんじゃないかな、という気がしています。文面についてはお任せしますので、無理にこれに書き換えなさいということでは全くありませんので、御検討いただければと思います。

【杉田委員】先月でしたか、環境省から、地方再生の取組が公表されていると思います。その中で処理施設整備に関する予算もあつたように記憶しています。市町村だけでは施設整備を進めるのが難しいところは民間にも入ってもらってやりなさいという方向性が出ていたと思いますので、その辺も踏まえて取り組んでいただきたい。市町村だけで施設整備を進めていくのは大変だと思います。私たち民間が市町村と協力して施設整備していくとか、また焼却で発生した熱を利用していただくとか、いろんな協業のあり方があると思いますので、そういったことを県が発信して、私ども処理業者の活躍の場が広がりますし、市町村ももっと安くて安心できる処理施設を整備していけると思います。是非、市町村と民間処理業者との勉強の場や提言の場を県が発信していただきたいと感じました。

【瀧委員】はい。

【櫻井課長】廃棄物処理の広域化については、既にかなり以前から計画自体は、プラン自体はあつて。いろいろな事情で進まないところがありますし。なんとか実現にこぎつけそうなところも実際ございます。ただ、やはり広域化を進めるには、委員御指摘のとおり、メリットをよく理解していただくことが前提かと思えますので。メリットをよく理解していただくような取組が前面に出るような、また杉田委員の御指摘も踏まえて、若干修正を考えさせていただきたいと思えます。

【瀧委員】ありがとうございます。他にございますでしょうか。

【宮脇委員】誤字のようなものがあるのですが。内容には関係ないのですが。さっきから見ていて47ページの真ん中あたり絵が字に被っているので、最終版ではないので何度かチェックされるとは思いますが、真ん中あたりで字がちょっと切れてしまってい

ます。

【瀧委員】ほかに、よろしいですか。大体御意見が出尽くしたように思われます。宿題も出てきましたし、そういうものも含めて、私と事務局との間で文章を練り直してまとめていきたいと思っておりますが。そのようなことでよろしいでしょうか。

【一同】はい。

【瀧委員】どうもありがとうございます。それでは、決議をしたいと思います。計画案の修正箇所については、事務局から説明をいただきましたので、それを踏まえて、また委員の方々からいただいた事柄を踏まえて、事務局と検討しながら修正していきたいと思いますが、よろしいですね。

【一同】はい。

【瀧委員】では、異議がないようですので、修正された案を私の方で取りまとめ、進めていきたいと思えます。そういう意味でお認めいただけますでしょうか。

【一同】はい。

【瀧委員】結果については、千葉県環境審議会運営規定第6条の規定により部会長の私が審議会の会長に報告するような段取りになります。その後、会長の同意を得て審議会の議決として、会長名で知事へ答申することになります。では、本日の議題は以上でございますが、本日の欠席の委員の方から何か御意見ございますでしょうか。

【事務局】本日御欠席の香村委員から、計画案につきまして特段の意見はございません、という旨のメールをいただいておりますので、皆様に御報告いたします。

【瀧委員】では特段の御意見がないとのことですので、いままでこのテーブルの上でお話いただいたことを踏まえて、この部会の答申という形に持っていききたいと思います。その他、事務局から何かございますでしょうか。

【遠山部長】ありがとうございます。3回にわたり、この計画案について貴重な御意見、御指摘をいただきまして誠にありがとうございます。本日、頂きました、大きな部分の2点、原発事故由来の放射性物質に汚染された廃棄物の適正処理の問題、そして一般廃棄物の広域処理の問題。この2点につきましては、私どもで責任を持って至急修正案文を作成の上、滝部会長の御指導を仰ぎながら表現を整えさせていただきたいと思えます。その上で、環境審議会から答申をいただき、年度内に計画を策定、という運びで考えております。計画が策定された後は、私ども責任をもってこの計画を実行に移してまいります。適正な廃棄物の処理が進み、そして県民の理解のもとに進むように最大限の努力をしてまいりますので、引き続き委員の皆様方の御指導をよろしくお願いしたいと思います。本日はありがとうございました。

【瀧委員】その他、何かございますでしょうか。その他、事務局からよろしいですか。

【事務局】ございません。

【瀧委員】では、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。御協力どうもありがとうございました。司会進行は事務局にお渡しいたします。

【事務局】長時間の御審議ありがとうございました。以上をもちまして、千葉県環境審議会 廃棄物・リサイクル部会を終了いたします。

【以上】